

水俣病に考へる

(10)

水俣病が発生して、国の手の打ち方がおそかったことについて、地元の関係者は次のように言っている。

行政の手当て

「農機マシロが東京に近い静岡の焼津港に揚がったときは、国会はすぐ問題を取り組み、厚生省の技官はカイガク計数器を片手に駆けつける。水産庁は汚染海域の調査に乗り出すといったぐあい。その対策はまことに早かった。ところが同じ海と魚が汚染され、死んだのは、国会からの調査団が水俣を訪れたのは、患者発生から実に四年を経過した三十四年末のことだった」

それまでに七十六人が発病し、すでに二十九人が死んでいた。生き残っている者も、生まれつきかめカタリになっており、肉氣の酸軟は次々に広がり、東北郡津奈木



水俣湾を調査する水産庁調査団(34年10月)

町まで北上していた。

「患者の出始めた四年前に、少 参事の述べたが、四年間も放置さ

調査団を迎えた時、中村水俣漁協

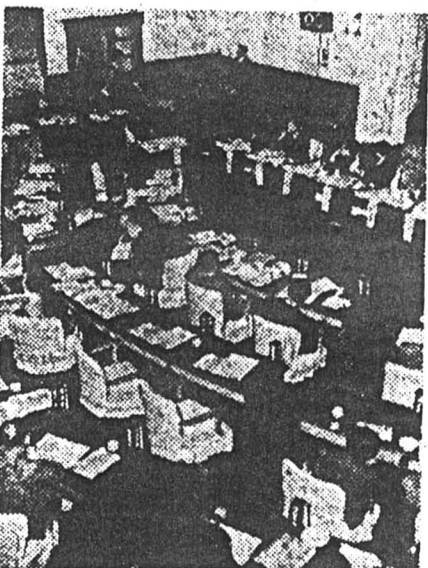
し」があったようだ。

県民も南の端の出来事として、魚を敬遠し肉を食うほどの関心しかなく、水俣市民の中にさえ、工場排水が原因だとわかり排水停止問題が起きたとき「排水停止は

遅れた県と国の対策

4年後やっと調査

国会調査団は三日間の視察を行なったあと、県議会本会議場で開かれた公聴会の席上で「県も知事も何をしている。県の行政そのものが水俣病のマルチ状態」と、さんざんしかりとばして痛つて行ったが、その後、国がやってくれたことといえば、毎年たった百万円くらいを治療研究費という名目が出しただけ。ついに治療費は一銭も出すに近く打ち切られるかもしれないという。



県会議場で開かれた水俣病公聴会(34年11月)

関係法律にしても「公害防止」

いっ入道のな見地からも、水俣病

ほど、法律の不備を教えられた

事件はなかつたのに、その後水俣

を訪れた国会議員諸氏いずれもが

「今度何したら、特別立法を」

「と約束してくれながら、あ

とでできた「工場排水規制法」

は、敷設一年または前金十萬以

下という厳しい罰則規定しかなく、

しかも法の運用は関係政令不備も

あつてかそのままし、三十三年

に制定され、翌年から施行された

「水質保全法」に至っては、違反

者に強制力も罰則規定も設けられ

ていない。水俣病調査班のある班

員は、「規制をおまききしくし

たら日本の企業が困るだろうとい

う姿を窺つて、弱い庶民、のた

の尻尾は何ひとつなされていな

いと批判している。

「湾内の魚目類が原因らしい」

と見られはじめた三十二年に、県

は関係漁民に「湾内の魚はとるな

とほ言わぬが、売ってはならぬ

」という解釈ににくい指本を出し

た。「関係法に照らしたところ

、有害食品を売ってはならぬ」と

いう食品衛生法の規定はあつたが

「取っつけない」という規定が

なかつたから」と言つたので、漁

民は最初の間にこそ、恐怖のため

れも魚を口にしなければ生活は

苦しい、生きるために細々ながら

魚を取り、それを売って自分も口

にした。また指示には危険区域も

時期の指定もない。おれが出た

三十二年一人の患者も出なかつた

のに、三十三年に三人、翌四年に

六人とさぞと新しく患者が出

ていた。